

令和2年4月17日

各事業所 管理者 殿

一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団

理事長 半田 一登

新型コロナウイルス感染症対策

初動対応マニュアル

新型コロナウイルス感染症対策について随時対応して参りましたが、いまだに終息の目処が見つからない状況です。今後、ご利用者および社員で感染の恐れがある、または感染者が出た場合の対応として、【新型コロナウイルス感染症対策初動対応マニュアル】を作成しました。

本マニュアルは、あくまでも初動対応についてのみ記載しておりますので、その後の対応につきましては、管理者の指示のもと対応していただくようお願いいたします。

スタッフの皆様におかれましては、先の見えない不安の中で日々業務にあたっただき、心より感謝申し上げます。非常時であるからこそ、自分たちができる事は何かを考え、対応していただければと思います。

【新型コロナウイルス感染症対策 対応方針】

- 利用者への継続支援体制を整える（利用者に安心してサービスを受けていただく）
- 事業継続の方法を模索する（スタッフの雇用継続に繋げる）
- 地域連携に努め、必要時に受け皿となる（休業事業所が発生した際に地域と助け合う）
- 感染予防の徹底、感染拡大の防止に努める（衛生管理の徹底とクラスター感染を防ぐ）

【注意事項】

陽性者がスタッフ・利用者どちらであっても、個人情報保護の義務により開示の際は本人の確認を必要とします。情報の取り扱いには、十分な配慮お願い致します。

- ・ご利用者が陽性、担当者が陰性であった場合、担当者の訪問する他のご利用者、キーパーソン、CM などには報告は行わない。（過度な不安を与えないため）
- ・スタッフの感染が分かっても、直接陽性になったスタッフとの関りのない人に他言しない。

1. 利用者

① サービス利用前に、発熱連絡があった場合

- 発熱の場合には事前にご利用者から連絡頂くシステムを準備する。
- 37.5 度以上の発熱の場合、原則はサービスを控えてもらう。
看護提供の場合：主治医の指示を仰いだうえで必要に応じて、サービス提供
リハ提供の場合：原則サービスを控え、主治医及びケアマネに報告

② サービス利用時、発熱が確認された場合

- 主治医の指示を仰ぐ。
- ご利用者に配慮して、管理者へ電話連絡する旨を伝える。
- ケアマネやご家族にも報告する。
- ご利用者へリハスタッフから後日連絡し、発熱状況を確認
看護提供の場合：主治医の指示を仰いだうえで必要に応じてサービス提供
リハ提供の場合：その場で管理者にバイタル・健康状況を報告し、指示を仰ぐ

③ 新型コロナウイルス感染が疑われる場合(濃厚接触者となった・37.5 度の発熱が 2 日続く)

- 濃厚接触の日時および症状の確認をする。
濃厚接触後、2 週間経過し症状が出ていない場合：主治医、ケアマネ等と相談の上、訪問継続
濃厚接触後、2 週間経過してない場合：
看護提供の場合：サービス内容確認し、電話での対応も検討する。
サービス提供の場合、感染キッド(ガウン)を使用。
リハ提供の場合：原則、サービス提供控える旨提案

④ PCR 検査で陽性となった場合

- 原則としてサービス中止
看護提供の場合：主治医の指示を仰いだうえでサービス提供の有無は管理者と相談する。
リハ提供の場合：原則、サービス提供中止しその他の利用者の訪問調整を実施する。
スタッフの場合：原則自宅待機し保健所の指示に従う。

⑤ 訪問の後日にご利用者もしくはご家族が PCR 検査で陽性なった場合

- 2 週間以内に訪問を実施した場合、スタッフは濃厚接触者になるため自宅待機し、保健所の指示に従う。

2. ご利用者同居ご家族等

① 発熱及び呼吸器症状が出ている場合

- 別室で待機していただく。
- マスク着用をお願いする

② 新型コロナウイルス感染が疑われる場合(濃厚接触者となった・37.5度の発熱が4日続く)

- ・別室で待機していただく

③ PCR検査で陽性となった場合

- ・ご利用者は濃厚接触者となるため、主治医、ケアマネ等と相談の上、保健所の指示に従う。

3. スタッフ

① 発熱及び呼吸器症状が出ている場合

- ・出勤を控える。
- ・過去2週間の行動を管理者及び所長に報告する。

② 新型コロナウイルス感染が疑われる場合(濃厚接触者となった・37.5度の発熱が4日続く)

- ・過去2週間の行動を管理者及び所長に報告する。
- ・社員は自宅待機(数日間)後に復帰判断を行う。

③ PCR検査で陽性となった場合

- ・社員は保健所の指示に従い入院(又は自宅待機等)。
- ・管理者、所長および感染症対策本部の指示のもとに行動する
- ・ケアマネ、利用者への連絡は社員個人で行わない。
- ・担当利用者の休止連絡および体調確認を行う。
- ・濃厚接触者、接触者の特定

4. 事業所内感染の予防

① ミーティング

- ・20分以上のミーティングでは対面による会議を極力避ける。
- ・WEB等のシステムを活用し、職員同士の接触を可能な限り少なくする。
- ・やむを得ない理由で対面による会議を開催する際には、職員間の距離を2m確保し、通気を徹底すると共に、事業所内においてもマスク着用を徹底する。

② 事業所内、共有スペースの衛生管理

- ・事業所内は、常に換気に留意すると共に、アルコール消毒等を適宜実行する。

③ 他機関との情報管理

- ・直接の訪問等を避け、電話・電子媒体や郵便等において実行する。

④ 不要不急の外部業者及び見学者等の出入り等

- ・他機関や業者の事業所内への出入りを原則制限する。

⑤ スタッフの不要不急外出の自粛

- ・県外等に行く場合には事前に行く先等を管理者に伝達する。